

令和6年5月17日

市政記者クラブ 様

西区保健福祉センター保健予防課
担当：伊藤、江本（523-4619）
（19時00分まで職員が待機します）

西保健センターにおける相談記録票の写しの紛失について

このたび西保健センター保健予防課において、相談記録票の写しの紛失がありましたので、下記のとおりご報告いたします。

記

1 事実の概要

令和6年5月10日（金）15時、当課職員が、乳児産婦訪問の際、対象者宅に持ち出した「相談記録票の写し」（以下、「当該記録票」という。）が、5月13日（月）に所定の場所に保管されていないことが判明しました。

5月13日（月）から本日まで、対象者宅へ確認するとともに、保健センター所内等の搜索をしましたが、現時点では、当該記録票は見つかっていないため、引き続き、搜索中です。

なお、当該記録票は、対象者宅と保健センター所内以外では、施錠した訪問カバンから取り出しておらず、現時点では、当該記録票に記載の個人情報の漏洩については、確認されておられません。

2 紛失した当該記録票の記載内容

対象者（乳児）1名の氏名と生年月日、住所、産婦の携帯電話番号、訪問予定についての記録

3 対応

5月17日（金）に当該産婦に電話をかけ、謝罪のうえ、個人情報を紛失した経過を説明するとともに深くお詫びをいたしました。

4 原因

訪問前に持ち出す書類の確認が不十分だったため、本件においては必要のなかった当該相談票を持ち出していました。また、保健センター帰庁後すぐに、持ち出した書類をカバンから出して所定の場所に保管した際、持ち出したすべての書類の所在についての確認が十分ではありませんでした。

5 再発防止策

- 保健予防課職員全員に今回の状況の周知及び個人情報保護の重要性について改めて注意喚起を行いました。
- 訪問時は、必要な書類のみ持ち出しを徹底します。また、持ち出す際の書類の確認、訪問終了後の対象者宅でのカバンに収納時、持ち出したすべての書類の確認を徹底します。
- 訪問から帰庁後すぐに、訪問時に持ち出した書類がすべて確実にあるか、確認を徹底します。